

令和8年度 府中市地域包括支援センター運営方針（案）

区分	運営方針
総合相談支援事業	○相談に対して迅速・丁寧な対応を心掛け、関係機関との連携により、必要な支援に確実につなげる体制づくりを推進する。 ○対象者の状況と介護ニーズを適切に把握し、地域包括支援センターネットワークシステムの利活用により、支援体制の充実を図る。
地域包括支援ネットワーク構築	○様々な社会資源が有機的に連携することができる環境整備に努める。 ○住民主体の活動への参加や支援を通じて、地域包括支援ネットワークの強化を図る。
権利擁護事業	○虐待や消費者被害の早期発見と防止に努め、関係機関との更なる連携強化を図る。 ○対象者の意思決定が尊重されるよう、権利侵害防止のための見守り体制の充実を図る。
包括的・継続的ケアマネジメント支援	○医療機関・介護サービス提供事業所との連携体制を強化する。 ○支援困難事例に対しては、専門職と関係機関との連携により、効果的な指導・助言を行う。 ○事例検討会・研修会を実施し、ケアマネジャーの資質向上を図る。
地域ケア会議	○高齢者地域支援連絡会を始めとする地域ケア会議について、地域の実情に併せた方法により開催し、地域関係者との連携を促進する。
介護予防ケアマネジメント・介護予防支援事業	○介護保険サービスの利用を検討する際には、短期集中予防サービスの実施の検討も併せて行う。 ○リハビリテーション専門職と連携し、根拠に基づくケアマネジメントを推進する。
在宅医療・介護連携推進事業	○在宅医療・介護連携に関する相談事例について、連絡会で共有することにより、在宅療養相談業務の支援技術向上につなげる。 ○地域の在宅医療・介護連携の状況を把握し、市や他のセンターと共有する。 ○多職種研修会等の実施により、在宅療養支援体制の強化を図る。
認知症対策事業	○認知症のある人とその家族に対する包括的支援を行う。 ○認知症サポーター養成講座等、認知症に関する正しい理解の啓発活動を推進する。
介護予防事業	○地域交流ひろばの開催等による介護予防の普及啓発を推進する。 ○自主グループ活動の支援など、地域における介護予防の取組を支援する。
地域課題（主に生活支援体制整備事業）	○生活支援の担い手育成やサービスの開発を推進する。 ○地域資源の把握とニーズの見える化により抽出された地域課題について、改善策の検討・提言を行う。
その他、市町村との連携、公正・中立性確保等に関すること	○センター長会議を始めとした関係者会議を定期的開催する。 ○地域包括支援センターの事業評価結果・センターのニーズを踏まえた、適正な業務内容の整理を図る。